

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AI と 軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Bangladesh, Central African Republic, Egypt, Eritrea, Ethiopia, Kenya, Libya, Niger, Somalia, South Africa, South Sudan

第 80 回国連総会第一委員会は、

生成 AI の出力までの判断過程の透明性が大変低いことを懸念し、

現状、生成 AI の開発に使用されているデータプールは一部の国々によって開発されているため、情報に偏りがある可能性があることを考慮し、

生成 AI に関する倫理規定が間に合っていないことを不安に思い、

軍事用 AI が民間によって開発されることによって兵器が政府による制御不可能になり不正利用の脅威が高まることに深い憂慮を抱いて言及し、

生成 AI の適切な利用に関しての情報が十分に利用者に伝わっていないことを心配し、

生成 AI の誤作動は複合的な要因によって起きるものであることを強調し、

生成 AI が誤作動を起こした場合の責任は一律で決定できるものではないことを強調し、

デジタルデバイドによって国際安全保障にひずみが生じることに懸念を示し、

UNESCO のこれまでの AI に関する取り組みに好意を表明し、

第 79 回国連総会第一委員会で採択された A/RES/79/62 を想起し、

国際人道法の区別の原則、均衡性の原則、及び予防の原則が自律型致死兵器システムに適用されることを確認し、

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）のこれまでの自律型致死兵器システムの規制に関する取り組みに好意を表明し、

自律型致死兵器システムに関する共通の定義が、国際社会において確立されていないことを懸念し、

自律型致死兵器システムが市民に十分に認知されていない事態を懸念し、

国際人道法の遵守及び責任の所在確保の観点から「意味ある人間の関与」という概念の定義の確立と国際的な合意形成の必要性を認識し、

自律型致死兵器システムの無秩序な利用は国際人道法に反する可能性が高いことを認識し、

自律型致死兵器システム規制の第一歩として２段階アプローチの採用の議論が CCW で進められていることを考慮し、

事務総長が、自律型致死兵器システムの規制及び禁止に関する法的拘束力のある文書の交渉を、2026 年までに完了させるよう繰り返し呼びかけていることを留意し、

非国家組織による軍事用 AI の利用は責任主体が明確でないことを懸念し、

CCW のもとに設立された政府専門家グループ(GGE)の自律型致死兵器システムにおける取り組みに好意を表明し、

軍事 AI 分野における技術開発の透明性を確保することの重要性を認識し、

国際刑事裁判所（ICC）の役割は、戦争犯罪を裁くことだと認識し、

国際司法裁判所（ICJ）の役割は、国際法に基づいて、国家間の法的紛争を裁くことだと認識し、

自律型致死兵器システムが特定国による独占的な保有を通じて、国際的なパワーバランスの固定化や不平等を助長する事態を回避するために、いち早く開発及び使用に関する規制を定めることが必要だと確信し、

自律型致死兵器システムの規制について議論が行われている GGE に参加できない国があるからこそ、総会場で多くの国の意見を反映させることが重要であることを改めて確認し、

1.加盟国に対し、UNESCO のグローバル AI 倫理・ガバナンス観測所のもとで以下の項目に関して多角的な視点のデータが取り入れられている「グローバル AI データバンク」を開発し、将来的には生成 AI 開発において最低限組み込まなければならないデータとして位置づけることを要請する:

- a. 地域固有の政治体制や戦争などの歴史的事実、
 - b. 文化、言語、宗教に関する情報、
 - c. 人権に関する法律及び価値観；
2. 加盟国に対し、UNESCO の「グローバル AI 倫理とガバナンス観測所」に以下の要素を含む生成 AI に関する共通の倫理的基準を策定し、これを参考に各国で法整備することを要請する：
- a. プライバシーの尊重を最優先とし、ユーザーが自身のデータを学習に使用されない権利を持つこと及び顔や声など、個人を特定できる情報の模倣を制限すること、
 - b. 差別的又は攻撃的な発言を禁止し、フィルタリングを義務化すること、
 - c. 兵器の製造、テロの計画、犯罪行為の手段など、法に反する行為を助長するコンテンツ生成を制限し、セキュリティリスクを防止すること、
 - d. 医療、軍事、司法など、人命や重大な人権に関わる判断においては、AI の役割をあくまで補助的なものに限定し、最終判断は常に人間が行うべきであるということと呼びかけること；
3. 加盟国に対し、企業が生成 AI を政府の許可なしに軍事用 AI に転用しないよう政府が監視することを要請する；

4. 加盟国に対し、AI と開発のためのグローバルパートナーシップの下でデジタルデバйд解消のための取り組みを進めることを奨励する；
5. 加盟国に対し、生成 AI の誤作動によって被害が生じた場合、その開発・運用・導入の関係者が共同で責任を負うことを原則とすべきであることを強調する；
6. UNESCO に対し、UNESCO の傘下に以下の任務を果たす生成 AI の誤作動に関する専門委員会を新たに設立することを要請する：
 - a. 誤作動時は各国が専門委員会に報告し、AI 事故の原因究明と再発防止に務めること、
 - b. 各国が法整備をするにあたって参照できる誤作動時のガイドラインを策定；
7. 国際人道法を順守して使用できない兵器の使用はいかなる場合でも認められないことを強調する；
8. 自律型致死兵器の定義を、CCW による「武器と技術的要素が統合されたシステムであり、人間の介入なしに、目標の識別又は選定、及び攻撃を実行できる能力を持つ兵器」と定めることを支持する；
9. 自律型兵器システムの使用が国際人道法に適合するために不可欠である「意味ある人間の関与」を以下の要素によって定義することを支持する：
 - a. 自己破壊又は自己無効化が可能であること、
 - b. 攻撃時の影響が予測可能かつ攻撃が制御可能であること、
 - c. 機能又は攻撃任務がシステム単独で進化、変更できないこと、
 - d. 自律型致死兵器本体とその攻撃の影響が追跡可能で、説明可能であること；
10. 加盟国に対し、法的拘束力のある規範または条約が採択されるまでの間、自律型致死兵器システムの使用に対するモラトリアムを実施するよう要請する；
11. 加盟国及び CCW に対し、自律型致死兵器システムの全面禁止に向けての初段階の規制として、2026 年末までに議定書を CCW において採択するよう呼びかける；
12. 国連事務総長に対し、期限である 2026 年末までに CCW で自律型致死兵器システムの規制に関する議定書が採択されなかった場合、国連総会において条約交渉の場を設けることを要請する；
13. 加盟国に対し、モラトリアム期間中に致死性自律兵器を使用した場合または意味ある人間の関与を遵守せずに使用した場合、国家が ICC にて裁かれることを確認する；
14. 加盟国に対し、自律型致死兵器が許可されている場合に誤作動が起きた場合は国家及び誤作動に至るまでの関係者が ICJ にて裁かれることを確認する；
15. 加盟国に対し、AI 搭載の兵器が非国家組織に渡らないよう監視することを要請する；
16. 加盟国に対し、ICC 又は ICJ で裁く基準を定めるために新たな専門委員会を作ることを要請する。

